

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「法」という。)に基づき、高齢者虐待の防止及び早期対応を図ることにより、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者虐待に関する知識等の普及啓発
- (2) 高齢者虐待に関する相談
- (3) 養護者による在宅高齢者への虐待に対する対応
- (4) 養介護施設従事者等による虐待に対する対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者虐待の防止及び支援等について必要な事項

(相談窓口)

第3条 高齢者虐待防止及び養護者支援に係る相談、指導及び助言、並びに養護者又は養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報又は届出の窓口は、地域包括支援センター又は保険福祉係とする。

2 高齢者虐待に関する相談や通報等を受けた職員は、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報を詳細に記録する。

(平30訓令32・一部改正)

(緊急性の判断)

第4条 町長は、前条第1項による通報又は届出がなされたときは、次項に規定するコアメンバーに、高齢者虐待リスクアセスメント・シート(様式第1号)に基づいて虐待発生原因や背景要因について情報収集とその分析(以下「リスクアセスメント」という。)を実施させ、生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある状況かどうかを直ちに判断するものとする。

2 前項のコアメンバーは、次に掲げる者で構成する。

- (1) 総合保健福祉施設事務長
- (2) 総合保健福祉施設事務次長
- (3) 保険福祉係の職員
- (4) 地域包括支援センターの職員
- (5) 前各号に掲げる者の他、町長が必要と認める者

3 町長は、第1項のリスクアセスメントにより高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、法第11条の規定による地域包括支援センターの職員その他高齢者福祉に関する事務に従事する職員に、被虐待高齢者宅への立ち入り調査をさせるなど、状況の把握に努めるものとする。

4 前項の規定による立ち入り調査等を行う場合においては、当該職員は、町長が発行する証票(様式第2号)を携帯するものとする。

5 町長は、第3項の規定による立入調査等を行う場合においては、必要に応じて高齢者虐待事案に係る援助依頼書(様式第3号)により、警察に援助依頼を行うものとする。

6 町長は、第3項の規定による立入調査等を行った際に、高齢者の心身状態、養護者の態度、室内の様子等を総合的に判断して、高齢者の生命又は身体に係る危険が大きく、緊急保護が必要と判断された場合は、高齢者の状態等に応じて、緊急入院、老人福祉法(昭和38年法律第133号)による措置等の対応を行うものとする。

(平30訓令32・一部改正)

(虐待防止等対策地域連絡協議会)

第5条 前条の規定により、緊急性の判断をした結果、緊急に生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがないが、虐待が疑われるような事例については、豊浦町虐待防止等対策地域連絡協議会設置要綱(平成20年10月14日訓令第30号)に定めるところにより取り扱うものとする。

(平30訓令4・一部改正)

(養介護施設における高齢者虐待)

第6条 町長は、[法第21条第1項](#)から[第3項](#)までの規定による通報又は[同条第4項](#)の規定による届け出を受けた時は、当該施設の協力を得て高齢者虐待に関する事実を調査し、確認調書([様式第4号](#))を作成する。

2 町長は、[前項](#)に規定する調査を実施し高齢者虐待の事実が確認された場合には、[老人福祉法](#)又は[介護保険法](#)の規定による権限を適切に行使するとともに、養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)([様式第5号](#))により、道に対して報告を行うものとする。ただし、[前項](#)に基づき行われる調査等に対し、養介護施設等からの協力が得られないなど、特別な事情がある場合は、その都度、道に対して報告を行う。

(守秘義務)

第7条 当該通報又は届出を受けた職員等は、業務又は会議において知り得た情報については、他に漏らしてはならない。

(平30訓令32・一部改正)

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成30年2月26日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年5月21日訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和4年6月17日訓令第13号)

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

高齢者虐待リスクアセスメントシート

	あてはまる場合は[]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未取の場合は未記入のまま	関連情報、あるいは強 みや良い点を記入
レ ッド	①被虐待者は意思疎通が可能か？ []できる ×の場合()	
	②当事者が保護を求めているか？ []被虐待者自身が保護を求めている。() []虐待者が高齢者の保護を求めている。()	
	③当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ []「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり() []「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり()	
	④すでに重大な結果が生じているか？ []例：頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他()	
イ エ ロ ー 1	⑤今後重大な結果が生じる恐れが高い状態が見られるか？ [] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 きわめて非衛生的 極端な怯え その他()	
	⑥繰り返される恐れが高いか？ [] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他() [] 虐待の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避() [] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他()	
	⑦被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [] 認知症程度： I IIa IIb IIIa IIIb IV M [] 問題行動：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他() [] 寝たきり度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 [] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他() [] 精神疾患() 依存症() その他()	
イ エ ロ ー 2	⑧虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [] 被虐待者への拒否的感情や態度() [] 重い介護負担感() [] 介護疲れ() [] 認知症や介護に関する知識・技術不足() [] 認知症や介護に関する知識・技術不足() [] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他 [] 障害・疾患：知的障害 精神疾患() 依存症() その他() [] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的 その他()	
	⑨虐待につながる家庭状況があるか？ [] 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係() [] 虐待者・被虐待者の共依存関係() [] 虐待者が暴力の被害者() [] その他の家族・親族の無関心() [] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他()	

判断の目安

レッド：①が○で②③に○がある場合、もしくは①が○ないし×で④○がある場合⇒緊急保護の検討

イエロー1：①～④に○はないが、⑤と⑥に○⇒保護の検討、もしくは集中的援助

イエロー2：①～⑥に○はないが、⑦もしくは⑧に○⇒集中的援助、もしくは防止のための保護検討

イエロー3：①～⑧には○はないが、⑨に○⇒継続的、総合的援助

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

証 票	
	第 号 年 月 日 交付
所 属	
氏 名	
上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条 の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。	
豊 浦 町 長	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)
第九条 市町村は、第七条第一項もしくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講じるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。
2 市町村又は市町村長は、第七条第一項もしくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。
(立入調査)
第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、介護保険法第百十五の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な庁舎又は質問をさせることができる。
2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第3号(第4条関係)

(令4訓令13・一部改正)

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

警察署長 様

豊浦町長

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり支援を依頼します。

依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	場所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での調査 <input type="checkbox"/> その他 ()
高齢者	ふりがな	
	氏名	□男 □女
	生年月日	M・T・S 年 月 日生 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	
	職業等	
養護者等	ふりがな	
	氏名	□男 □女
	生年月日	M・T・S 年 月 日生 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	
	職業等	
	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 □子 □子の配偶者 □孫 □その他親族 <input type="checkbox"/> その他 ()
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 □養護の著しい怠り □心理的虐待 □性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待内容	
高齢者の生命又は身体に重要な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属:	
	氏名:	
	電話:	

様式第4号(第6条関係)

(令4訓令13・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

確 認 調 書

1 概況

調査実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
調査場所			
調査に至る経緯			
高齢者氏名・生年月日	男 女	年 月 日 歳	
高齢者住所	電話		
施設側立会者	職名	氏名	
調査実施者	職名	氏名	

2 高齢者本人への調査

虐待の種類・経過	
現在の身体・精神生活状況等	
サービスの利用状況	
その他の必要事項	

3 養介護施設への調査

高齢者に対するサービス提供状況	
虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等	
通報等の内容に係る事実確認、状況説明	
職員の勤務体制	
その他必要事項	

養介護施設従事者等回答者	確認日 年 月 日 上記のとおり相違ありません。 職 氏名
--------------	-------------------------------------

様式第5号(第6条関係)

(令4訓令13・一部改正)

様式第5号（第6条関係）

養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

本件は、当町に置いて事実確認を行った事案

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

さらに道と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

[]

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____

・サービス種別 : _____

(事業所番号 : _____)

・所 在 地 : _____

2 養介護施設従事者による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身状況

性 別	男 ・ 女	年 齢 階 級 ※			
要介護度等	要支援	1	2		
	要介護	1	2	3	4 5
	その他				
心身の状況					

※ 該当する番号を記載すること

1 65～69歳 2 70～74歳 3 75～79歳 4 80～84歳
5 85～89歳 6 90～94歳 7 95～99歳 8 100歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待 その他 (_____)
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名(※)	生年月日(※)
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)	

5 市町村が行った対応

施設等に対する指導
 施設等からの改善計画の提出依頼
 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
 (主として地域密着型サービスについて) 介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分
 その他(具体的に記載すること)

[]

6 虐待を行った養介護施設従事者等において改善措置が行われている場合にはその内容

施設等からの改善計画の提出
 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応
 その他(具体的に記載すること)

[]

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、上記のとおり報告する。

年 月 日
北海道知事様

豊浦町長